

建設業者の皆様へ

平成26年4月1日施行

# 久御山町暴力団排除条例の制定について

～みんなの力で暴力団を許さないまちに～

暴力団の存在や、暴力団による不当な行為により、町の行政、町内の事業活動及び町民の生活に生じる不当な影響を排除し、町民の安全・安心で平穏な生活を確保するため、「久御山町暴力団排除条例」を制定しました。

## 条例の主な内容

- ・ 町の責務（第4条）
- ・ 町民・事業者の責務（第5条）
- ・ 町の事務事業における措置（第6条）
- ・ 公の施設の使用の不許可（第9条）
- ・ 公共工事からの暴力団排除（第10条）
- ・ 暴力団威力利用行為、利益供与の禁止（第11・12条）
- ・ 青少年に対する教育等のための措置（第14条）
- ・ 罰則（第19条）

## 公共工事からの暴力排除について（第10・15・19条関係）

### 1. 暴力団員等との公共工事請負契約の締結禁止

町は、公共工事を請け負わせる契約（請負契約）を暴力団員等との間で締結することはできません。

\*暴力団員等とは、

- ①暴力団員
- ②法人でその役員又は使用人のうちに暴力団員のあるもの
- ③個人で使用人のうちに暴力団員のあるもの
- ④暴力団員がその事業活動を支配する者

をいいます。

### 2. 暴力団員等との下請契約又は物品納入等契約の締結禁止

町と公共工事の請負契約を締結した元請契約者は、下請契約又は当該請負契約に関連する資材その他の物品納入若しくは役務の提供を受ける契約（物品納入等契約）を暴力団員等との間で締結することはできません。

また、下請契約者が暴力団員等との間で下請契約を締結することや物品納入等契約を締結することはありません。（別図1参照）

### 3. 誓約書を徴収する義務

町、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者は、公共工事に係る契約を締結するにあたり、契約金額が150万円以上の場合は、その相手方から代表者本人及び役員若しくは使用人のうちに暴力団員に該当する者がいない旨の誓約書を徴収しなければなりません。

\*契約金額が150万円未満の場合は、誓約書を徴収する必要はありませんが、1件の公共工事に関し、同一の当事者間において締結された下請契約及び物品納入等契約が2件以上あり、その契約金額の総額が150万円以上となる場合は、誓約書を徴収する必要があります。（別図2参照）

### 4. 誓約書の保管義務

町、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者は、徴収した誓約書を5年間保管しなければなりません。

### 5. 報告又は資料の提出

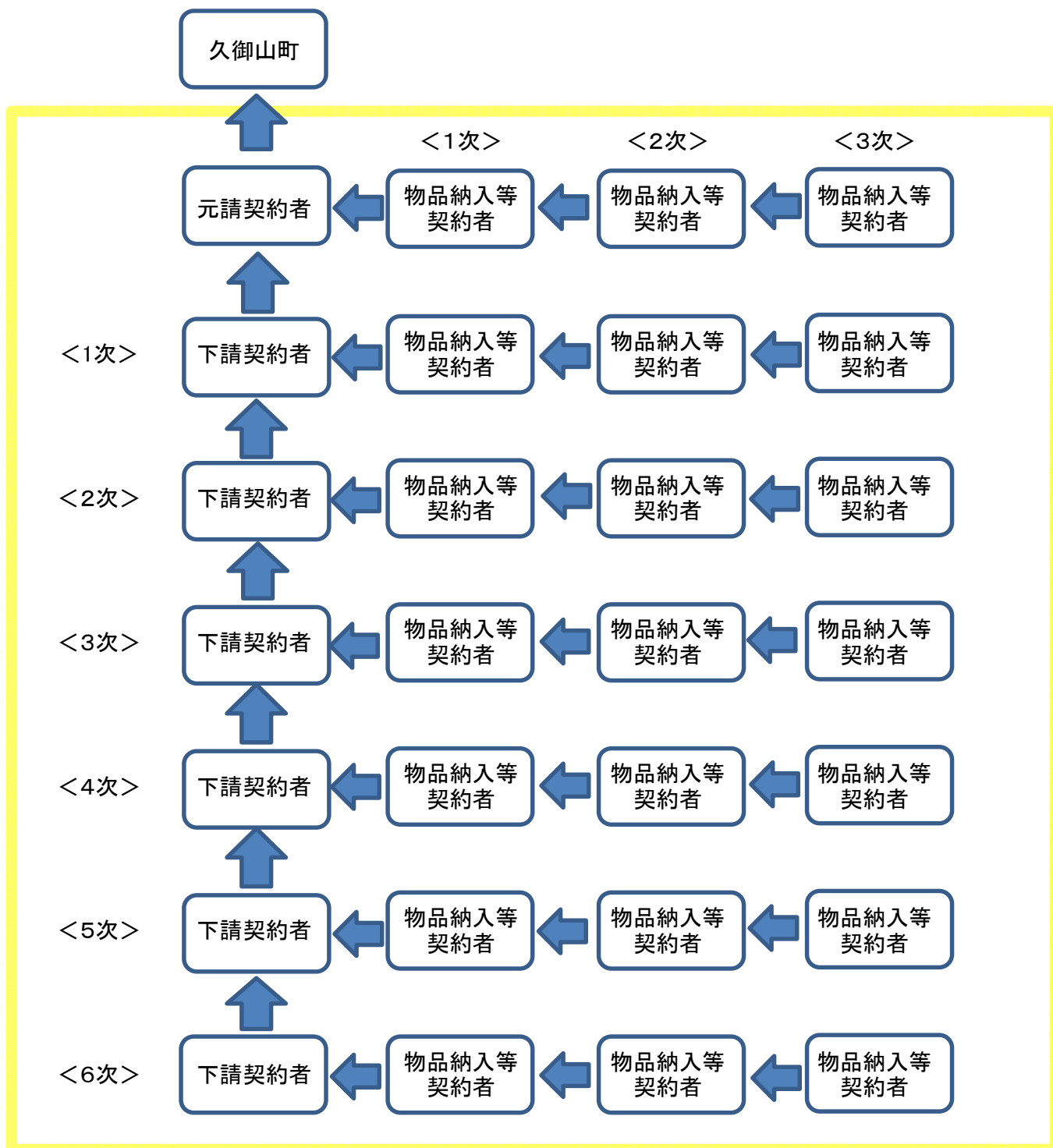
町長は、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者に対し、報告又は資料の提出を求められます。

### 6. 罰則

- ・誓約書に虚偽記載をして提出した者 ⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・町長の求めに対して報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 ⇒20万円以下の罰金
- ・誓約書を徴収しなかった者、誓約書を5年間保管しなかった者 ⇒5万円以下の過料

# 公共工事から暴力団を排除する範囲

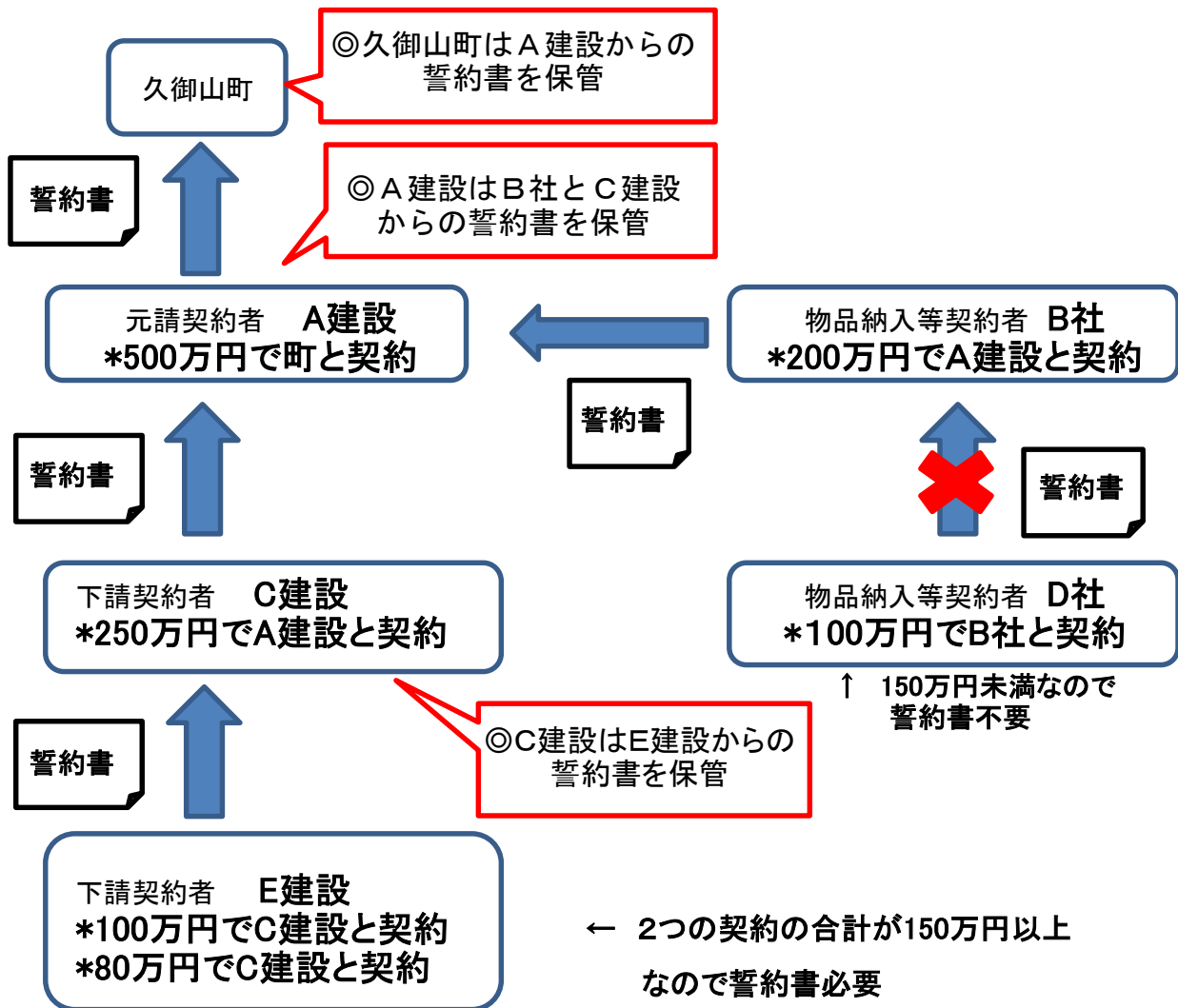
(別図1)



※ 7次以降の下請契約、4次以降の物品納入等契約は誓約書の徴収不要。

# 誓約書を徴収する事例

(別図2)



※誓約書は契約を締結する際に徴収してください。

※誓約書を徴収した契約を変更するときは、誓約書は不要です。

誓約書様式

年 月 日

様

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所  
の住所地、名称及び代表者氏名)

誓 約 書

私並びに久御山町暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員  
及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第3号に規定する  
暴力団員に該当しないことを誓約します。

★ 条例に関するお問い合わせ：久御山町総務課 ☎075-631-9991  
☎0774-45-3922

**暴力団に関して困ったことがあれば、下記へご相談ください。**

- 京都府暴力追放運動推進センター ☎075-451-8930
- 宇治警察署刑事課 ☎0774-21-0110 (内線382)